

一般財団法人大阪スポーツみどり財団 契約要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人大阪スポーツみどり財団(以下「財団」という。)において売買、貸借、請負その他の契約をする場合においては、別に定めるもののほかは、この要綱に定めるところによるものとする。

(契約の方法)

第2条 前条の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。ただし、次に掲げるものについては、特別な理由があると認められる場合を除いては、指名競争入札により行うものとする。

- (1) レストラン(食堂)の運營業務
- (2) 常設売店の運營業務
- (3) 固定臨時売店の運營業務
- (4) 清涼飲料水等の自動販売機設置運營業務
- (5) その他常設的な設置が必要となる店舗等運営事業

(入札)

第3条 入札により契約を締結しようとするときは、入札参加資格者のうちから5者名以上指名しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、指名した者に対して次の各号に掲げる事項を通知する。

- (1) 入札に付すべき事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札執行の日時及び場所
- (4) 入札の無効に関する事
- (5) その他必要な事項

(入札の参加資格)

第4条 前条第1項にいう入札参加資格者は、国・地方公共団体の入札参加資格者とする。ただし、特別に認めた場合は、この限りではない。

(随意契約)

第5条 随意契約を締結しようとする場合は、原則として2者以上の者から見積書を取得しなければならない。ただし、100,000円以下の小額物件及び急施を要するときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。なお、見積り依頼を行った2者のうちの1者が辞退した場合においても、残り1者の見積りを有効として取り扱うものとする。

2 前項のただし書きの規定により、見積り合わせを省略する場合には、その理由を書面により提出しなければならない。

(入札方法)

第6条 入札をしようとする者は、図面、設計書、仕様書等を確認のうえ、必要事項を記入

し、かつ、記名押印した入札書により入札をしなければならない。

2 代理人により入札をしようとする者は、その権限を証する書面を提出し、確認を受けなければならない。

(予定価格等の決定及び準備)

第7条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。

2 入札に付する事項については、その予定価格を、特に最低制限価格等を定める必要がある事項については、その予定価格及び最低制限価格等を記載して密封し、開札の際開札場所に備えておくものとする。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札又は第6条第2項の規定による確認を受けない代理人がした入札

(2) 指定の日時まで提出又は到達しなかった入札

(3) 入札者の記名押印がない入札

(4) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(5) 同一入札について入札者又はその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

(6) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札

(7) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

(8) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の中止等)

第9条 理事長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(再度入札)

第10条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに出席入札者に再度の入札をさせることがある。

2 落札者が契約をしない旨の申し出をしたときは、他の入札者に再度の入札をさせることがある。この場合において、第3条第1項の規定によらないことができる。

(契約の締結)

第11条 契約を締結しようとする場合は、契約書を作成しなければならない。ただし、第14条に定める軽易な契約については、契約書の作成を省略し、又はこれに代わる書類をもって処理することができるものとする。

(契約の確定)

第12条 財団から落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、遅滞なく契約書に記名押印のうえ、財団が指定する書類を添えて、提出しなければならない。

2 前項の規定による契約締結の手続きを怠ったときは、その者に係わる落札又は契約の決

定は無効とする。

3 契約は、理事長が第1項の規定により提出された契約書に記名押印した時に確定する。

(契約書の記載事項)

第13条 契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載する。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 検査及び引渡し
- (4) 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) かし担保責任
- (6) 契約に関する紛争の解決方法
- (7) その他必要な事項

(契約書作成の省略)

第14条 次に該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

指名競争入札及び随意契約において、契約金額1,000,000円以下の契約をするとき

2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、落札者又は相手方が記名押印した見積書、請書その他の文書をもって契約書に代用する。

(契約保証金の納付等)

第15条 財団と契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 財団と契約を締結しようとする者が保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき
- (2) 確実な担保が提出されたとき
- (3) 財団と契約を締結しようとする者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (4) 第14条に定める契約を締結したとき
- (5) 特にその必要がないと認めたとき

2 契約保証金を必要と認める契約については、契約を締結しようとする者に確実な保証人を立てさせなければならない。

3 第1項の契約保証金の種類及び額は、指名競争入札に付した場合又は随意契約による場合契約金額の100分の5以上とする。

(契約保証金による充当)

第16条 契約保証金は、契約において特別の定めをする場合を除き、貸付料又は延滞損害金の納付を遅延したときこれに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

2 前項の規定による充当により、契約保証金の不足を生じたとき又は充当によってもなお

不足金額があるときは、これを追納させる。

(契約保証金の還付等)

第 17 条 契約保証金は、契約者がその債務を履行した後、これを還付する。ただし、契約においてかし担保保証金としてその全部又は一部を保留する必要があるときは、この限りでない。

(契約保証金の帰属)

第 18 条 第 25 条の規定により契約を解除したときは、契約により契約保証金は、財団に帰属させる。契約者の責めに帰すべき理由により契約が無効又は履行不能となった場合においても、また同様とする。

(検査)

第 19 条 契約の履行を確認するため、必要な検査を行わなければならない。

(検査調書等)

第 20 条 検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の検査の対象に係る契約の代金は、検査調書に基づかなければ支払うことはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず第 14 条の定めによる契約については、これを省略することができる。なお、検査調書の作成を省略した場合は、支出決定書の履行確認欄に検査職員が履行確認日を記入のうえ押印することとする。

(部分払)

第 21 条 工事請負及び工事以外の業務の請負の既済部分又は物品の購入の既済部分に対しては、完済前又は完納前にその代価の一部又は全部を支払うことがある。

2 前項の規定による支払の額は、工事請負についてはその既済部分に対する代価の 10 分の 9、工事以外の業務の請負及び物品の購入については、その既済部分又は既済部分に対する代価の額を超えることはできない。

(延滞違約金)

第 22 条 契約者の責めに帰すべき理由により契約者が、売買、貸借、請負その他の契約に基づく債務の履行を遅延したときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、年 8.25%の割合で計算した額を延滞違約金として徴収する。

2 延滞違約金の計算にあたり、引渡しを受けた部分があるときはこれに相応する契約金額相当額を契約金額から控除する。

3 延滞違約金は、契約者に対する支払代金又は契約保証金から差し引くことができる。

(契約変更等の請求)

第 23 条 契約締結後、災害その他やむを得ない理由により、契約の変更若しくは解除又は履行の中止（以下「契約変更」という。）を必要とするときは、処務規程第 5 条第 1 項に定める部長等は遅滞なく総務企画部長に対し契約変更等を請求しなければならない。

2 前項の規定による請求は、契約の履行期限までに行わなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けたときは、総務企画部長等は契約者に対し契約変更等を求めるものとする。

4 前項の場合において、履行期限又は契約金額を変更する必要があると認められるときは、総務企画部長等は契約者と協議しなければならない。

(契約者の申出による契約変更等)

第24条 契約者は、災害その他正当な理由により契約の履行が遅延するおそれがあるときは、直ちにその理由を理事長に申し出て、履行期限の延長を求めることができる。

2 前項の規定による請求について、総務企画部長等が正当な理由があると認めるときは、その履行期限を延長し、契約者に通知する。

3 前項の規定により契約変更等を行う場合において、契約者は、遅滞なく契約変更等にかかる承諾書を提出しなければならない。

(解除権)

第25条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務企画部長等は契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき
- (3) 契約の履行にあたり職員の指示に従わないとき又はその職員の執行を妨げたとき
- (4) 契約条項に違反したとき

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。